

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 行動計画

本会職員が、仕事と家庭を両立しながら、キャリア形成をしていくイメージ及び意欲をもつことができるようにするため、次のような行動計画を定める。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1. 管理職（課長級以上）に占める女性比率を40%とする。

〈対策〉令和2年4月～

- ・管理職手前の女性職員に対し、キャリア意識の醸成を図るため、管理職研修を受講させる。

目標2. 残業時間を月平均10時間以内とする。

〈対策〉令和2年4月～

- ・所定外労働の原因分析を行い、所定外労働の削減を目指した環境を整える。
- ・定時退社の推進について管理者から職員へ啓発を行う。

目標3. 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上とする。

〈対策〉令和2年4月～

- ・年次有給休暇取得促進のため、ワークライフバランスの理解を促すと共に、取得しやすい風土を醸成する。
- ・日常業務について、いつでも事業所内の職員が対応できるよう、情報共有を常に行う。